

平成 30 年度第 1 回富良野市中小企業振興促進審議会議事録

日 時) 平成 30 年 10 月 30 日 (火) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 35 分

場 所) 富良野市役所大会議室

出席委員) 平沢幸雄、大玉英史、市村英規、杉谷久己、奈良定雄、佐藤仁寿、
佐藤邦彦、山崎時枝

事 務 局) 後藤部長、本田課長、澤田係長、増田

1. 開会 (本田課長)

- ・ 本日は、審議委員 8 人が出席をいただいている。富良野市中小企業振興条例施行規則第 16 条の規定に基づき、会議が成立していることを報告する。

2. 辞令交付

3. 市長挨拶

- ・ 9 月 6 日未明に発生した胆振東部地震により、北海道内全域が停電する事態となり、市内中小企業事業者の皆様におかれましては、停電による食材廃棄やイベント中止、宿泊業においては宿泊予約のキャンセル等、多大な被害が生じたことに、心からお見舞い申し上げます。
- ・ この間、市としても今回の震災による風評被害を抑止し、事業者の皆様の資金繰りを支援すべく、中小企業振興の特別措置を実施してきているところであります。事業者の皆様の一日も早い経営再建をお祈りするところであります。
- ・ 本日も審議いただきます富良野市中小企業振興対策につきましては、富良野市の融資制度であり、3 年に一度、その時々々の情勢に応じて制度の見直しをしてきており、今回においても、これからの本市の経済あるいは雇用情勢の見通しを立てた中で、改めて議論していただきたいと存じます。
- ・ 事業者ニーズに即した制度改正について、審議委員の皆さんからのご助言をいただき、商工業発展に寄与できるようご協力を宜しくお願い致します。

4. 会長挨拶

- ・ 先月の胆振東部地震の影響により、中小企業を中心として市内事業者にも被害が及び、特にホテル等の宿泊業において震災直後に宿泊客が大きく減少した。
- ・ 売上減少や顧客離れによる収益悪化が懸念されたが、その後、徐々に観光客も戻ってきている状況にあり、今後冬場に向けてスキー客等の入込みに期待したい。
- ・ 本日、市長から諮問を受けた中小企業振興対策としての融資制度の改正について委員の皆さんから答申へ向けたご意見ご提言を賜りたい。

5. 議事

(平沢会長)

- ・議案第1号に入ります前に、事務局から報告が求められておりますが、よろしいですか。

—委員全員了承—

(報告事項、事務局より胆振東部地震影響対策について報告)

(平沢会長)

- ・胆振東部地震影響対策震災後の緊急的な対応ということで、事前に委員の皆さんへは文書等でご連絡した形となったがご理解いただきたい。
- ・引き続き議案第1号について事務局より説明願う。

(事務局より説明、以下質疑)

(大玉委員)

- ・金融担当者会議における意見等に対する市の考え方の中で、中小企業振興資金(限度額2,000万円)から商工業パワーアップ資金(限度額3,000万円)へ制度利用を誘導・促進するとあるが、資金需要が見込めるのか。

(事務局)

- ・今回の改正で、商工業パワーアップ資金の中のフロンティア資金について農産加工に参入する農業者や中小企業者を対象とした制度から、事業拡大を目指す中小企業者へ用途を広げている。これまで中小企業振興資金の融資を受けていた中小企業者が明確な事業拡大の目的を持っていただくことで、限度額3,000万円まで対応していくものであり、既存の中小企業者の需要が見込まれる。

(平沢会長)

- ・融資改正の協議を進めてきた中で、金融協会の方からご意見いただきたい。

(佐藤仁寿委員)

- ・富良野市の融資制度は、全道的に見てもかなり事業者にとって有利な制度内容となっている。
- ・金融機関側としても、今回の商工業パワーアップ資金の貸付利率0.1%引き下げについては、協力する方向で結論を出している。
- ・制度改正により新規創業者にとっては一層魅力的な融資内容になったのではないかと思う。

(佐藤邦彦委員)

- ・中小企業事業者にとってもフロンティア資金の制度改正によって、全般的な事業拡大に用途が広がったことで、さらに使いやすくなったと感じる。

(市村委員)

- ・市内の融資状況として、運転資金と設備資金の融資比率はどのようになっているか。また今回、チャレンジ資金により新規創業者を手厚く支援する内容となっているが市外からの新規創業者はどれくらいいるのか。

(佐藤仁寿委員)

- ・融資比率はすぐには出てこない。新規創業は公庫資金を利用する割合が多く、これまであまり地元の金融機関の利用は多くなく、相談件数も少ない。
- ・現状では市外からよりも市内に居住する方の新規創業が多いと思われる。

(杉谷委員)

- ・チャレンジ資金の2年間全額利子補給と保証料の全額を助成する意図は何か。
- ・改正後に商工業パワーアップ資金の融資を受ける際は、事業計画書を作成することとなっているが、これは事業者が作成することになるのか。

(事務局)

- ・新規创业者の開業後の立ち上がり支援を行う意味で、初期投資の負担がかかる貸付から2年間分の利息と保証料を全額助成する内容とした。
- ・商工業パワーアップ資金は、市の政策に基づく融資制度であり、事業計画書において具体的な事業内容とその効果を市でも把握させていただくもので、基本的には事業者に作成いただくものである。また、新規创业者は事業計画書の作成にあたって市の窓口でご相談いただくことで、融資制度以外にも中小企業振興総合補助金等の支援メニューについても説明することで、制度の有効活用を図っていく。

(奈良委員)

- ・これまで商工業パワーアップ資金は、融資対象の業種も限られていたが、中小企業振興資金と貸付利率が同じということで、商工業パワーアップ資金の用途に合致していても中小企業振興資金で融資を受けている事業者も多かったのではないかと思うがいかがか。

(事務局)

- ・中小企業振興資金と商工業パワーアップ資金の貸付利率がこれまで同じであったことから、商工業パワーアップ資金の本来の政策的な融資の目的がはっきり事業者の皆さんへ伝わりづらい部分もあったと思う。改正後は商工業パワーアップ資金の貸付利率を0.1%引き下げることで、融資目的に見合ったメリットを事業者側に伝えていく。
- ・またフロンティア資金は、経営者が急速に高齢化する中、人手不足の現状や今後の事業承継が想定されることから、事業者へ積極的な設備投資を促し、労働生産性の向上を図ってもらうことが制度改正の背景にあり、市の政策的な融資制度として積極的な運用を図っていきたい。

(山崎委員)

- ・来年の消費税増税を控え、個人事業者の中には銀行融資を受けたくても控えている方も多いと思う。そのような状況においても借りやすい制度内容となるように望む。

(事務局)

- ・中小企業振興資金は、設備資金のほか人件費や賃借料等の運転資金にも幅広く使うことが可能であり、事業者の方々が日常的に融資を受けやすい制度内容としてきており、今後もあっせん機関や金融機関を通じて事業者の皆さんのニーズを把握して

いきたい。

- ・商工会や会議所にはマル経融資があつて、事業者のみなさんにはそういった小規模事業者向けの融資制度と市の融資制度を上手く使い分けていただきたい。

(平沢会長)

- ・いま委員の皆さんよりひと通りご意見をいただきましたが、改正内容についてはおむね賛同する意見が多く、よろしければ今回の審議会をもって、融資制度の改正案についてはこの内容で答申する方向でよろしいか。

－委員全員了承－

6. その他

(事務局)

- ・ 中小企業振興総合補助金の来年度へ向けた制度改正については、現在市内部で検討中であり、改めて審議会を開催させていただきたい。

9. 閉会（午後 4 時 35 分終了）